東史採要

十

和書門
類 八六四七 號
函 九五 架
冊 一一四

内閣文庫
和書
類 八六四七 號
冊 一一 架
函 五〇

内閣文庫
番號 和 8647
冊數 11(10)
函號 150 29

国立公文書館
National Archives of Japan

東史採要巻之十一

一 大御所様御世 三

文化七年正月朔日佐渡国大地震連日不止同
六月八日より十八日迄より於芝増上寺
修法院殿御十回忌御法事ニ付御参詣
同十二日要之進君生
同十五年十月廿八日　清蓮様御誕
同十年十二月廿六日　田安斉匡様御婚

四方へ四軍勢を以作田を国十三年二月十九日
山王御宮の系図御の廟所西屋敷へ四之宮の国世一日
田安へ門移文政二年六月六日に元服に官位
侍従に任中将兼右衛門督へ御家治国八年六月廿一日
紀州へ御家へ初て御家治国八年六月十日
御養子に被国九年二月十八日に婚姻国十二
年七月六日に紀宰相天保二年正月十三日
相続に百姓国七年八月廿一日田安右衛
門医に被仰付国勤向に用捨被仰付
毛に十万石右衛門督殿へ被仰付

田安へ神田橋へ被仰付毛に国
八年八月廿三日に紀中納言国十年三月廿六日尾張
へ御相続に作廻り人に中納言へ
十万石田安一位へ七男松平斧へ被仰付
に為毛稲垣川と国年六月三日中納言へ尾州へ
門移国日　御家中松平に方門移

国八月十六日従義に毛に
毛御行に改張被仰付有馬の義に任
作廻に国九月廿日より六日中納言へ
海鼠流被仰田安に法事に被行

此の清年より土井大炊頭切腹七ヶ條除く

同十二月廿七日國書鑑合写出来ニ付重豊の儒者与

執く

是ハ天明八年十月十日通鑑綱目を仮名

ホして来しすへきと当の儒者林大学頭作に

文勤し林大学頭死去ニ付文化四年より尾藤

良助へ仰付良助死去依田源太左衛門へ命せらる

仰付同年小至り卒業せしむより唐虞より

始後漢の光武中興ノ建武十二年ホ至巻帙

二十巻と云

同十二月五日對馬へ之聘使へ金拾枚時服二の桐織林大

学頭并土井甚之丞へ時服五脇坂中務大輔尉佐野

肥後守右大人係り所勤ニ付金二十枚時服十篇定

小笠原大膳大夫同廿六日大膳大夫へ於朝鮮人来聘

之延引ノ度小笠原用金別段ニ付へ下し指別

の御手以金壱万両係り仰付金三十枚時服

五の桐織脇坂中務大輔同廿六日中務大輔朝鮮人

来聘ノ用出精ニ勤遣境迄ノ下織外ニ付思召を以

の褒美ニ至文化八年正月廿二日差出

此の毎勤ニての方ニ江戸同年六月毎日御遣

法華院及蓮法寺流

同二月十一日江戸大火

申刻市ヶ谷亀井坂より出火ハ谷赤坂紀伊家

屋敷傍ら阿一ツ木麻布笄市郎河岡藤左衛

門坂金門町坂元河岸明一番焼失夜子の刻

迄ら鎮る

同十七日紀伊屋敷ハ全ク焼ル亡万ハ逆坂ハ新焼ハかなり

同十九日小笠原大膳大夫封州へ発足同二月二日

膳坂中納大納殿ハ同二月八日ハ寺ハ大隆地

水野和泉守忠元西久保屋敷ハ同二月十七日余

上地ハ作付ハ同所地続毛利備後守殿年

作屋敷地ハ同二月十七日ハ

同十二月盗賊者生

ハ無ハ八重の方文化十年十一月十四日ハ髮亜同十

二年二月九日　清蓮院ハ養文政二年十二月二日

作屋敷ハ後松平肥前守殿ハ新地ハ稲葉丹後

ハ家組同ハ年九月十八日山王祭ハ家風ハの記

西丸ハ大奥ハ三ツ年十一月廿八日ハ新髮初同

八年十一月廿七日ハ移ハ興孔同十二月廿二日ハ賊

亜ハ宅　城内亜新長又ハ出代ハ孔ハ力

以勝名ヲ下ス同十年十一月十四日奥州ヲ初テ所見ヲ
同十二月廿一日元服ヲ行フ官ヲ称号ヲ下ス従四位下小納
言藤原朝臣ヲ[illegible]ス　同十一年十二月十七日新田義貞
従四位下ニ叙ス
同十一月十一日武蔵　上総
安房　常陸　下総
同七月十八日今度朝鮮使節到来礼ヲ渡
対今日用意出仕ノ面々ハ礼ヲ正装ノ役職ヲ上
席ニハ長中ハ猶面々ノ如ク出仕ス

朝鮮使節ノ来朝ノ事ハ長ノ年ハ元徳ノ
ハ一統ハ例ナシ後
東照宮朝鮮ト和解ノ事ヲ計ラヘキ旨家康
卿ヘ仰含ラレシハ家康卿ハ[illegible]
和議ノ事ヲ計ル　太閤朝鮮ヲ督ス長
二年ニ太閤他界ス
東照宮ノ計ヒ[illegible]朝鮮ノ役ノ事ヲ
[illegible]ス[illegible]連和ハ和平ノ法
[illegible]ス[illegible]ハ和議
[illegible]同十二年四月朝鮮正使通政大夫昌信

副使通州古文書還後奉通州大夫好寛射
州小弓を射る事度々奉上
使俗を除府へ送て出を乞二日を使
の如き江戸へ帰りて来るつきの作ゆり
和書二度を使い江戸小弓の日光 家
使 台徳院様へ御目見 勅解の書簡
方物を献ずれば日 二使を以饗応十一日暇を
の時の返簡を授らるる 白銀を賜る国書
除府小弓 東照宮へ 御目見 献
献すの饗応ハ日 上城の書簡ゆり和文正徳

う宅ゆて饗せらるる 元和二年初て
天下一統の賀使 古屋四郎左衛門
特 射る事成う時 寛永元年十二月
大猷院様の世徳の賀使 国十九年七月
厳有院様の世徳 時 暦元年 国の所 世徳
の賀使 射る事成 の時賀使 射る事成
時 正徳元年十月 文昭院様の世徳の賀使
射る事成う時 享保四年十月
有徳院様の世徳の賀使 射る事成う時 寛延
元年 月 惇信院様の世徳の賀使 射る事

朝鮮の時明和元年十月　海関流柳生流の
剣法を伝らして江戸に来たりて面前代ふ
ものして対馬藩の役人の時天明八年六月
将軍家治代代世子ふ家斉朝鮮国より使
使来聘のものをして対馬藩を交
らるの吉作を家老にして彼国礼
曹参判の称ふ事を達せり
将軍家世子朝鮮のものを拝ふ最恒例
判交如ふものして対州を最さ国ふ九代
の孫宗義成る時寛政元年朝鮮と

和親一交易を無ふ以時朝鮮と約すふ
交易の私負ふ千緩を以て限りとし文書
より朝鮮（書ふ）所の私必対州ふ於て家老の
手形を結ふを以て給ふ家長柚谷来を以て
交易所ふを営らしむ後世ふ於て漸私負
元減一迫ふ多りて交易ふ衰微一
国弱ふ成ふ文化元年二月廿八日朝鮮
国と交易若帰数年来ふ通ふ多ふ
しなりを方事代朝鮮国の間お動ふ
より拝別の儀を以て日通として地方二百

右之節場所の義ハ追而御沙汰有之へく候
旨を蒙られ
文化元年十二月御代替ニ付朝鮮信使来聘
の事 思召有之候ニ付而 唯今迄於江戸ニ而ハ
信使両地へ来職ニ不及 対州ニ而聘礼
相整へき振追而御沙汰有之 被仰出之候
取引せしめ延年の内対州ニ而信使来聘の事
相整へしと 御沙汰之れ 同八年二月廿九日 小笠原
伊豫守忠固 後大膳大夫ニ改む 侍従ニ任せ
らる 朝鮮人来聘の節 対州へ御使としてまかる

脇坂中務大輔安董 右同様ニ付伊豫守へさし
添而相勤へきの旨を蒙る 同年七月
十日林大学頭衡 儒者古賀弥助樸 来ル未年
大塚信使之男谷左衛門 思召有之ニ付
まかり対州へ差遣さるの旨を被仰 于後大
目付井上ニ源右衛門同目付遠山左衛門尉景晋
佐野肥後守庸貞 等も彼地ニ至るへしとの
旨を蒙り既ニ聘礼の終文化八年五月と
定りしか八年の始各対州へ赴きけ時
対馬守の国之ハ対馬守義幼少嫡男ニして

[illegible]と称して[illegible]たり　はじめ[illegible]
年十一歳皮年八十七歳を過退職人も及ぶ
と称せり　四月四日寺に入る寺号を容敬
と建長寺の住長不[illegible]　邸[illegible]を修補
[illegible]礼[illegible]の和[illegible]　当修[illegible]の[illegible]を[illegible]せり
[illegible]て文化八年二月廿九日午の刻小朝[illegible]の正使
通政大夫吏曹参議知製教兼[illegible]　号を世
号竹里[illegible]十八歳副使通訓大夫江文敬典籍知
製教兼経筵侍読官春秋館編修官[illegible]
求　字子[illegible]号南[illegible]　[illegible]十[illegible]歳上上官知中

樞府事玄[illegible]洵　字敬天号[illegible]軒四十七歳
大護軍玄[illegible]　字陽元号一[illegible]十四歳同知
中樞府事[illegible]昔　字明遠号菊[illegible]四十四歳
上判事前判官千文[illegible]　字玉汝号梅[illegible]軒
七歳前主簿[illegible]仁武　字章林号[illegible]四十
[illegible]歳漢学上判事前正[illegible]　字雲卿
号滄海[illegible]十五歳次上判事前主簿金[illegible]慶
字子[illegible]号春蓮三十歳前判官秦東益　字
[illegible]号清[illegible]千歳押物判事副司[illegible]趙[illegible]倫
字明五号遺庵二十七歳前判官洪得浚　字仲

偉号紅園年七歳製述官奉常寺僉正題相之
字大華四十四歳正史昏記幼学金岳民字偉
号清山四十九歳副使昏記通德郎李明立
字李良号泊菊四十四歳医員生徒金一鎮周字
汝南号活元斎四十四歳副司直朴京都字
清泮号任吾所五十歳写字官護軍皮宗鼎
字子重号東山國四十九歳画員副司果李茂
鍾字爾信号伝園四十五歳以上下官各一矣
上官正使軍官前營將具敬和前府使李一亀
前郡主守柳相弼、通德郎趙晩錫副司勇

文永祐、副使軍官尚衣院主簿李勉玄、前内宗運
桓前五衛將宅外、前営將許泰、前縣監金最行、
正使伴人進士李哲、別陪行幼学金亨敬天玄、
知事陽元玄、知事明遠崔同知以上下官二矣
玉如下判官章叔崔、主簿漢学雲卿李、判事
以上、上判事二矣子祐金、主簿直哉秦、主簿
以上上判事二矣、明立趙、主簿仲偉供、判官坐
押物判事二矣相之李、製述官古製述官一矣
正使士諱金昏記、副使李良昏記二矣、泊安金、
主簿聖拜朴、主簿医員二矣、早重皮、護軍

右冨字一矢、爾信季、主簿、面員、正使軍官五員、
副使軍官五矢、以上二十四員、正副使伴倘二矢、
正使別陪行一員、理馬一人、喂鷹一人、二騎私
將二人、右次官七矢人、醫師一人、礼部一人、
二人私將二人、卿官紀二人、都訓導二人、使令之
十名陪小童十五名、小通詞十名、刀尺五名、使令
十四名、吹手十名、節鉞手四名、形名手二名、吸唱
四名、砲手四名、令旗手四名、清道旗手四名、沙工
十六名、纛牛二名、巡視旗手四名、月刀手四名、
長鎗手四名、馬上鼓手四名、銅鼓手四名、大鼓手
二名、三穴銃手二名、細樂手四名、拜手一名、右
中官一百六十九名、風樂手十二名、格軍一百十八名
屠手匠一名、右下官一百三十名、都合人矢数
三百三十四　使矢合三百三十六　對州府中淡へ
出船　谷山浦より四十八里と以て其日上陸四府
寺　府中四府寺の境内の所に於て客館を設四
間あるて十丁ばかりと以て客館小入る　四月九日
西使副使上て客館へ　客館小入て七ツ之の料
理小て四膳を出す　四十一日小八上官中官四十二人
小八軍官以下下官へ　料理を出す　四十四日

小芝示大脇大史忠徳対州府中小芝殿　芝殿
の脇元より出帆浦上に早八里こゝに同十四日上陸
府中金石といふ所を止宿とす　金石府中か
ゝり元田主の配所なりしけるより田舎迄十四
五丁と云同月朝日脇坂中務大輔安董同所ゝ
ゝ着同十二日上陸府内金石の僑　家老配所
上使脇坂中務大輔安董　長対同世二日対馬
家老のやしきに於て特礼の儀式を上使

○其外格大学の氏名ひ大目付四人目付四人の人々も来ること　金石の地辺家老用人の家を以て旅宿とす。時を所へ町宿かゝり

同十三日朝鮮の正副使を始として客館へ

正副使相客して四人の僑館迄さゝけ文のか
乃ち渡しかゝり　芝殿　上使以下大目付と長
対馬家より目付と大坂の亜密に傷者に右
筆布衣席芝殿へ上使上座対馬守殿
目付ゝて上座に傷者に対馬家のゝふ芝殿
に対州家のゝふ芝殿　朝鮮人あ特使
上座上ゝ官三人下座に出座ゝ友人ゝ
あ特使の後乃入新対州家のゝふ芝殿
国王書簡ゝ時方朝鮮あ使のゝり上ゝ友指
出大目付清ゝ庭ゝ至特礼お渡指入ゝ対ハ

四月廿六日　国王の名代
為て猶孔の名西法張也　に而使
勅を奉ものハ高麗小而〳〵を以遣の旨
国世子日国所の和ハ朝鮮人口答意　是日
上使対馬の者指出大国貴人役ものハ俗猶の
国小国　　四月廿七日の使
四月日の日朝ヶ合是西二ツ上使右使ヶ上
有へ七日ニ四月日の日製造官西医上判事
書記四ツ上判事　押物判事　医矢原宗支
画員軍官へ七日ニ　ものハ　ニ汁十一菜下支

四月廿八日　活版活仕ハ対州家臣を動む事　絶
上官四ツ長侍ハ而を動む国世人日出系
大膳大夫　孔書　孔書　西使ヶ　書西上支
指糸　孔書ヶ　席の段二張　韵の段二張　白紙布
十丈　孫紙　白丈　黒麻布　白丈　壮紙二色　真筆
二十指ヶ　墨十筋　右意ハ拙ヶ　西刷使ヶ
席の段二張　韵の段二張　白張　白草布　白丈　黒麻
布白丈　白孫紙　白丈　白糸紙十丈　花唐　ニ枝　右
意ハ拙ヶ　国日夕方　右接投として　客数使
出ものを　指ハ　脇板　も　給ま　所へ

いまゝ吉使を始めとして国王の月朔日使
に四等として指物指組指物小
者日上使より到着家来百人一十五人昼日
家来七百人方より乗り来る朝使猿楽へ渡り
三日四礼として上使客上使より小添上使
猿楽へ乗船す国九日大船大守より西副使饗
に付使者第三す漕漢靴一掬五十八素麺
一荷三十斤入国十一日使者へ朝日四等初日小
国一国十四日到着するやしきに於て国王へ四度
第四度一の饗行り乗船乗望おのゝすべて

特礼の日と国一四度第四度使者へ
吉添吉兵上使客上使吉添吉兵
公方様大納言様より西王へ吉物行り又西
副使四方へ使物者 四度者ニ作渡
お渡して後南使へ方物上使より中進一
到着日国様お渡上て友四方へ到着家老
中所へ家出一国様お渡す家老布衣
す是日朝鮮国四服上使より中進す国
吉上使大船大守より礼貴へ白銀五十枚給
五十把西副使白銀五十枚上て友三人へ白銀

十四枚 容貌 使をもつてきす 掛子 脇指 ちり
えびけ 手ぬぐい 未詳 きれいのせす 同十八日上度
以下の役人 宗松同十四日 対州湊出帆 同廿二日
朝鮮国より 献上の品 一疋 白麻十四疋 五色
ちりめん 宗松同廿日 朝鮮人同帆
国王書簡 朝鮮国王奉書 日本太君殿下、
特使を礼、曉諭 紀、遡来殿下、克復 洪福、
綏撫 區域、体国 所及 俾 昌已、茲 備 皮、
庸 伸賀儀 于於 易地 行特 之事、 宣出
西国 惇好 之也、 不腆 土宜 御 寓遠帆、 惟
冀 益懋 令 猷 爲 膺休祉 不備、 辛未正月
日 朝鮮国王
朝鮮国王より 公方様へ 進献之品
人参 二十斤 大倫子 五疋 大縑子 五疋 白苧布
十四疋 生苧布 十四疋 白紵紬 二十四疋 麻布
十四疋 虎の皮 七張 豹の皮 十張 ちりめん皮
色皮 五十張 ちりめん皮 十枚 彩花席 十張
各色筆 二十対 真墨 二十挺 茶壺 四十斤
清酒 四瓶 扇子 四十本 後馬 十疋 鞍具
大風子 袋

人參三十斤　大倫子五疋　麝香十疋
白苧布十疋　玉麻布十疋　虎皮五張
豹皮七張　青黍皮十張　魚皮五十張
麻紙十五卷　各色筆二十枝　青墨三十挺
花瓶一三面　銅子五斤　後馬青疋贈
給使自分缺上　公方御へ
席皮三張　豹皮二張　白苧布五疋
大酒之儀如常式行
所送者　日本國　敬後　朝鮮國王殿下
當秋庶止　華城隨達、因意啓所寧、誠
欽幸麗極、人者以五承、統業、蒙脩狩礼、
珍貽綢疊、殊哉隆誼如、喜成礼津島、別受
雖從新、意在脩旧、所以度眼制宜、而敦國
之好也、茲具、粧永、寄恭意使、惟冀爾揚
景烈、元受純眼不倦、日本国別幅数　文化
八年辛未　日本國　別幅数　文化
（一五分）
八年辛未　日本國　別幅数　文化
八年辛未　日本國　別幅数　文化
奥口書　所法　風代　古事　弘　[illegible]
大酒之儀口達　口別幅　物産　口表　口右
筆男谷長四郎　品書　[illegible]

清村翁ものと云影刻者をあつめられ四冊二帖小
形にて梅大夫の代筆四冊二代目之舎兄を書せ
しむとゆふ以て件ハ小倉藩士の筆記せる
物を始て写せる国王書翰四通の写ハ江戸
ていい使りきたる曲物の物也一通り今其小
注してかたのすぐ　公方様より朝鮮国王へ
書つかれもの　唐風十双　物斯保門筆、軽紙
海藻の器　我家屏列の器　国人筆、巴雪和
山水　国女門筆、惟雅之絵　琵琶湖附秋笠
曲物文　国狩猟筆　唐紙器　古物小月

国探幽筆　軽紙器　士牧物　国洞白筆　播州
筆亭　信古国紀筆、雲之後雪　物師吉
○筆、牧牛図　国洞林筆、玄林元雪
板屋桂之筆、国桂代付　常乗寺海波梅春
大数を　吉徳　猫絵　鞍皆具　十口
料紙硯箱　之色　天鵞二重　五十疋　孔雀字
百文
大紙之極り　大卓一脚　紙綾海苔百文
鍋茶碗　二百把
公方様より朝鮮人名宛　銀五百枚　絹

二百把ヲ、内後ヘ銀百枚ヲ上ル事ヘ同
六十枚ヲ上判官ヘ同六十枚ヲ学士ヘ同
昌七十枚 上役次官小童中ヘ同四百枚中役
小役中ヘ
大酒之儀ハ銀百枚 綿百把ヲ内後ヘ
銀百枚ヲ上ル事ヘ同十枚ヲ学士ヘ同百枚
上官次官小童中ヘ同二百廿枚中官小役中ヘ
ハ
同九月廿八日朝鮮中納言大酒安董鮮使来聘
間お勤ひ為ル儀ニ付 御口 肥前国忠度代金十ヶ枚 被
下

御示諭覚

同九年十月二日朝鮮中納言大酒朝鮮使来
聘ニ間接年如格例お勤ひ儀ニ付 文化八年
ハ
二月十一日御信令之ヲ事ヲ
ヶ年後迄ニ被
仕
此外如後人ヲ以 御用筋ヲ以の内ヲ芸人金阿股白
銀小袖ヲ同十月十日天寛貝把 御用お勤ヲ付
奥ヲ大筆組代尾張宮ヘ奉拝領の儀
ハ
ハ大筆不法 無如後の儀ヲ人ヘ銀子ヲ下

天寛見記に云ふ天正より寛永迄の年
号を正史より撰て年を追て記せり其の
内り別紀とも八十八色ありと云ふ

同十日より十二日迄の内り設芝浦に寺
文殊流百年所忠の法事に物行 [illegible]
同十一月朝日小笠原大膳大夫忠政の勅使沖
此同十二月世子宗対馬守義功 [illegible] 白銀二百枚時服
二十口 [illegible]

[illegible] 国朝代 [illegible] 同七月 [illegible] 宗対馬守義功朝
鮮使 [illegible] 年 [illegible] 甲申年より二十ヶ年

の間毎年 [illegible] 百 [illegible] 編 [illegible] の名 [illegible]
寛政の年の [illegible] 一万石 文化 [illegible] 年の [illegible]
合二万 [illegible] 二十ヶ年 [illegible] 迄 [illegible]

同月十六日迄 [illegible] 絵 [illegible] 作 [illegible]
時の [illegible] 入 [illegible] 暗 [illegible] 向 [illegible] 場合の [illegible]
[illegible] 年 [illegible] 年 [illegible] 年 [illegible] 年 [illegible]
[illegible] 絵 [illegible] 作 [illegible] 元の [illegible] 為して [illegible]
別に [illegible] 者 [illegible] 人 [illegible] 方の [illegible]
法 [illegible] 別 [illegible] 出 [illegible] 失 [illegible]
[illegible] 年 [illegible] 中 [illegible] 検 [illegible] 約 [illegible] 記 [illegible]

引続き出し申候書付書き様は、最初より不遠慮に
始末帳等の内後文言に家人に被仰渡の文言
無之中に不容易事に付一通りに成り申
候ては不宜と思ひ候内に下役の者に
書き様を教へ候内に帳面に紙貼付の
書き様を教へ候内に下役の者に
書付申候

此時別紙に書き様の紙不宜に付
容易に出し候ては不宜と思ひ候内に役人に役に
書付申候書き様の通の但書に
書付申候内に返納年限に不拘返納致し候
返納に付編者共吏員一部に勘弁致し
申候後所表に出し附箱に入れ
申候不宜に付料理屋数の内に御組
又御帰国の節の外に福に引渡
外表上部に書き申候内に御後破損
書き申候内に成丈に御後破損
配分成丈自分に致し候但に役
完成に入用金等書付に書き
長延に結び申の内結び物の紙
方に附書付に次下に書
陸役人迎来

追〻御請候ハヽ陣屋支配并定人数多ニ候ハヽ一ト通
御蔵ニ附支配有之候然ハ右等趣一ト通リ寄ニ
且又不足之分ハ用向出役等ハ差支ヘ候事
諸向臨時之用御勤ニ而ハ御手掛りも有之候ハヽ御蔵
元ニおゐて差置候事　右之通りニ付而ハ場所柄右組の
義ハ柳生主膳正肥田豊後守笹山十郎兵衛宮崎甚
十郎より申候ニ付而ハ請合候処書付出ス
同九年正月廿二日諸向定式之入用金并筆墨
紙其外諸色物の義二割通減少方之附候
出し候処右之趣ヘ相達候事ニ付柳生主膳

正肥田豊後守笹山十郎兵衛宮崎甚左衛門へ申達
候事　諸向出役有之向出役人并御蔵
被勤無之候ニ付上ケ候処主膳正地方抹役
当方之趣の書付出ス右付九年より十之
年迄ニ五ケ年二割減方之有無中之勝手方之
事ハ不知表方ニ而ハ諸向方毎年大臣
上役の節蒲年も成人数も去迎より三人
ニ而出候所二人ニ而も成両処方も五人出る四人之
三人も成七人ハ五人壱人ハ四人も減したり遣
御成之節ハ先達の通りなり務ムたい

といふ御請候の節ハ御年の上意を被成
其年同ニ有之御称本ニ門跡ニ御続水線
小普請の甚大的　上意あり重雲におゐて
当番御用ハ御年限中無之候年
同日越前守殿御役替御断人ニて　御付御加増御免被遣る
高ニ御免十月御役御免　御付ニハ向後出年ニ
てもの者ニ御出し　文化九年三月廿日牧野備前守
との大老職へ二条大坂其名ニ至城代大御番
御奏者番の職御改正
ニ御ても在てハ都て有る一統ニ至来候得共　向後

右面名ニても御役高一統御定方右面名御上ニ
高の並役列越前守右面名の御定方並び御役の
職も御免ニても一統子孫御上ニ子孫を限り
てもわしく者御条御役中ニ於てニ被仰付
三月廿一日加納大和守殿ヘ御役御付御本丸御番衆ハ
一類ある人ニておお振被仰
同じ月十日松平越中守定信依病気如願隠居
作付楽翁と改名す
定信朝臣ハ柳営役職の良臣職之高位人乃
政治ニ依て天下の万民おしなへて恐ハなし

といへり

同室に同日乙酉卯者生

母おやえの方文化十三年　御部屋御養

同十四年九月十八日同情お將軍様御養

母寧子同十二月十八日引移文政二年六月

廿八日復帰向出来移後同七年二月廿八日元服

偉容端敏但後に上侍従兵部大輔政元

勅旨を以同九年二月十四日卒法華寺後院殿

葬牛込弘福寺

同九月二日下総国相馬郡飛地陣屋

忠毅といふ妾の娘八歳にて男子を産む母子

共無

一代表書に忠毅氏私

面に所不考所流波郡城中村百姓忠兵衛

次男にて父忠毅母の寧子の娘同人

娘なりと支配の書に八ヶ年以来如子如生

と為付音重に同氏の記より同人義同様に

お成実なりとも有家と称し家用に被

仰付候とも論なし不易後と存じ居

面に同様に同様に月水止り二月より懐妊の

御府内ニおゐてハ小児の養育ニ窮し毎年の捨子
其外捨子ニ及候もの何れニても細民の者の家業
お餘儀なく候得とも又病身の者為と捨候共
通同前ニても同組合之者ニ付医師相頼
申聞候もの出生ニ付為見之ニ然ル所臆病の者
其遠く見ニ候ても助命の儀無之候ハゞ出生
乃小児臆病にて致苦無之何迄ニても往来難
致候医師も手当ニ付銀或ハ後悔も
ニて右せし候ニ乳糧の業又ハ臆病ニ至し
面々持之の判形致し一統ニ無之旦ニ申付候

のか護を致し候所無絶事申候ニ付当三日
六ッ時安産致し候家内一同驚入申候得共
男子ニて丈夫ニ而御座候ニ付早速乳も沢山
出申候やハ八歩ニ而ハ見へ増十歳位ニ見え
恭子様ニも不相成候ニ太ハ当困居ニ至り申候とも
見当り候儀書面ニ無之ニ付不申候

同十一月晦日江戸及近国大地震　弥左衛門　保田太谷
　　　　　　　　　　　　　　　迎方ニ出武家被仰付
同十二月十九日寛政御家系譜ニ付御用ニ付
八丈縞十八端　松平伊豆守殿ニ而　右織田正広
　　　　　　　　　　　　　　　御金十五枚　堀田
探御用　肥前守忠広
　　　　御金十五枚　堀田摂津守殿

御系譜ハ二日系譜撰大目付ロ目付
奥ロ右筆組頭奥ロ右筆ハ系譜調方出役
御目付ハ御下ハ御系譜作成為方
寛政系譜御用ハ寛永の御法度ハ系
譜編集方ハ寛永十八年太田備中守
資宗ハ編集ハ春斎ハ春斎ハ編集
のものとなり系譜ハ方の山の作者ハ系譜ハ
命ハ相変ハ者を勤ハ御家ハ系譜ハ
寛永百万石以下ハ御目付ハ出ハ
目二十年編集年業候 二百八千巻者を寛永

法系譜ハ以ハ寛永十一年正月十七日堀田
摂津守正敦勘定奉行ハ寛永以来の系譜
書法ハ用ハ作付堀田摂津守正敦勘定ハ正敦
勘定ハ吉副ハ用方ハ動ハ一ハ作者を勤ハ方
大目付ハ大目付二人奥ロ右筆組ハ人奥ロ右筆
ハ人ハ作付 ハ方ハ系譜撰ハ
法度の法御用ハ
今ハ今ハ新ハ系譜ハ
ハ設けハ 摂州ハ役御役ハ書院二百巻
ハ役御役ハ表ハ役者ハ

新田藩士の藩士小普請又は藩の儒者弟子の中
小文学者に出撰系学出次元御用に付
御用人所下席より人数十人撰び出され 作付年
年人数お指年業の年かわりて 四十八人より但
藩邸小詰九二人にて 出られ御ふるを元御ふるを
詰九行西授定目録方法書方教等方ちやいふ
役あり享和三年の春寛政儒者次の御義城
（主倫の御小改作の人文化九年十月小姓より主倫系学者出来成候、一ヶ月百二十俵）
此時主倫儒家儒者と為付らる 文化西教稽古
より九例目録十巻を副らる同十一月廿一日同日
のうふ並に巻中百巻ふ並に巻中百巻ふ並に巻中百巻ふ並に巻中百巻

上流の人に対面山御合御に収められる同十二月
其日寛政儒副本合学に用ふ 作付に用御の用
より右西役ふ 作付に役 に役ふて 浄出に用お勤
む右人に用西九新西組沢主人西鬼に小性組主人
ふ 作付 主人の西役より同十二年十月副本浄
書皆出来小付同日の学ふ並に巻中方に人ふ
市し 城日 日光山に年度人に納る成
同廿九日 寛政別 日光山大楽院より出天坊中及御
寛政特に失 文化十年西月 日 日光山に山用特実付
に役西杉田吉右衛門 御宮義に吳度見と に用ふ

作者 [illegible]十四日 和歌者生

[illegible]

同十四年七月廿二日 御薬師の養文政二年十一

月廿二日の級解同[illegible]年[illegible]月十八日長[illegible]おゐて[illegible]年

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同廿二日 [illegible]者生

[illegible] 作出

七月廿一日遠流 [illegible]

[illegible]

同二月廿日 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

有しに依りて[illegible]の[illegible]を[illegible]
舎の[illegible]に[illegible]年[illegible]月[illegible]
[illegible]を[illegible]作る

同廿八日[illegible]長昌院殿百ヶ日の品[illegible]
有し

[illegible]代[illegible]に[illegible]書く長昌院殿
文服院殿の[illegible]

同二月廿七日[illegible]服[illegible]
[illegible]の[illegible]中[illegible]
遠[illegible]元[illegible]相如文化十年七月廿九日[illegible]着

初同十二年十一月十九日[illegible]同十四年七月廿二日
[illegible]の養[illegible]文政二年十一月廿二日[illegible]解同年
二月九日[illegible]同月十一日[illegible]
[illegible]へ[illegible]同八年十一月二日[illegible]
同九年九月廿一日[illegible]
同十年九月十四日[illegible]
同十一月廿七日[illegible]
[illegible]日[illegible]城同十二年十二月廿七日[illegible]同
年二月[illegible]日[illegible]生[illegible]と称す
同二月十九日[illegible]

筋入為御用之
諸所物成金七枚財販七ヶ嶋大坂大廈の
町人ともに所限ね趣ぶ御用金を御付ケ
候てなり
同六月廿八日阿蘭陀船長崎着岸ニ付象を献之
長崎奉行より出候へ尉　右象を得へて相叶ふ
滞留之
同九月廿七日川崎筋へ御成
平間寺へ　御参詣定上院弘法大師の新御
同十月二日無御滞御遷生

御母御やとの方御所勤之申ニ　正四位女　実ハ
御所之右衛門　正女　文化十年十月廿日卒後
智照院葬儀　同十二月廿九日御文宝　同
十一年正月二日御着初御月御日御邪魔
葬上野凌雲院
同十一月廿五日紀伊殿ゟ御姫君御縁組
同廿七日紀伊殿へ御成　同至十月二日
紀州殿御
同八日太子付熊出仕　紀伊殿ゟ人皇百十七代
桜町院　諱昭仁　御二皇女　御母ハ白王女后宮

二条故吉忠公女元文四年八月二日薨去ノ後ハ
智子ノ称号ヲ称ス 後改称ス 寛政二年
二月廿八日 因幡玉宝暦九年二月廿八日一条因十二
年七月廿七日 職祚因十二年十一月廿七日 即位
明和元年十一月八日 大嘗会 因七年十一月廿日
御懐妊 因廿四日 太上天皇号ヲ文化十年三月
二日 崩 宝暦七年十二月十七日 泉涌寺ニ葬
ル 後桜町院
因十二日 脳 後中御門 安産 後桃園 御先 霊
神社 明年 江戸中大震ノ所人畜多ク流死ス
御用金ヲ 作付 文化十一年六月七日 光 御
西迄ニ
御用銭 寺ニ下賜 伊勢ニ 御代
中条 河内 金子 殿 附殿ニ 編ス
因七月二日 寺ニ下賜 日光 御ニ 御後 開
修 和歌 高 御 皮 和歌 所ニ 四月上旬
ヨリ七月中旬 江戸及諸国大旱魃 因七月
廿九日 雨 降 赤生
四月 八王子 因十二年十一月 白 鷲 因十九
年七月廿二日 御勘 御 因十八日

津の浜山侍従松平綱條の養子
同十月七日廉姫様御養子ニ被仰付
同廿五日御加冠同十二月廿八日御移同十四年
二月廿七日御元服文政二年正月廿八日侍従
出羽権守従四位上侍従ニ御昇進ニ同
九年十二月十六日別段思召を以新氏御賜
ニ付御同十二年七月廿七日御養ニ被仰天保
二年十一月廿一日廉姫様御婚礼新氏御賜へ
家督ニ付同年十二月四日正位ニ中将同

八年八月廿四日御婚礼の思召を以新氏御賜
同十月廿日夜東叡山御市場ニ文化十二年
正月廿七日松平伊豆守殿ニ被仰付
ニて退去 二月下旬より出勤ニ
同二月廿六日より廿八日
まで芝御屋敷ニ被仰付
御城御使者ニ被仰付 大井右京亮
同毎日御使者ニ被仰付
御家督 有章院殿 御実家へ
今日御屋敷へ御帰ニ
同二月九日御使者ニ被仰付 御名代ニ
同廿日

七日　東照宮二百回　御忌ニ付於日光山勤会
万部の御法事　御執行今日ゟ初日同十一日
御中日同十六日結願同十七日　御法事四日
右ニ付法会為御名代出雲守殿日光へ被遣候
三月十四日一橋家中條山城守ニ而備後守大坂
右承之日光表ニ相越法会中奥小姓
松平大和守殿ゟ十八人ニ而同付六人
出十人一人ニ而御使一人奥ニ而右手ニ一人
同十七日小八於旅宿坐の首　御名代井伊掃部頭殿
山中大の首出丹波守稲垣信濃守同日発足

於御坐の首　大納言様御名代掃部遣之
同廿四日小八於　御前の首ニ而老中牧野備前守
寺社奉行須藤備中守松平右京大夫亮大目付
伊勢河内守ニ而勤之奉行掛生主膳正　御目付
同廿五日小八　御養様ニ而御名代ニ而同所ニ而用人
御簾中様ニ而御名代ニ而同所ニ而用人ニ而二月
右ニ付同初旬ゟ各一遍て日光表へ
発足右之ニ而の事　御同也以下の人々
之技寄ニ不遣　京都より参向の公卿　左之
通衛右大臣春茶三条大納言右庸卿正科

若大納言忠宗卿 其露言大納言四条卿
德大寺中納言実基卿 日野大納言資光卿
四辻中納言公 坂上明言井参議 雅元卿
万里小路右大臣 建房卿 勘解由小路中將
勘解由小路中將 十四人 地下 廿五人 乗人四十
乗人 僧十二人 四条師の門弟 水尾流
高野法親王 梶井宮 聖護院法親王 御所
七日 万秋門院 法金剛院 初日 門跡 御所
門跡 梅宮 嶋 高倉宮 公 献法親王 八日 門跡
尊師 青蓮院宮 法親王九日 門跡

梶井宮 聖護院法親王十日 門跡 門跡 嶋 高
公 献法親王十一日 門跡 中日 門跡 梶井宮 今日
法親王 梶村後 門跡 高倉宮 公 日光
門跡 法 門跡 高倉宮 せら 日光 門跡 法
人 乃 勅 高大 の 面 の 大 の 勅 て 高 殿
に 思 公 殿 上 高 を 殿 へ ら る 十二日 門跡 門
尊師 青蓮院宮 法親王 十二日 門跡 門跡 梶井宮
十四日 門跡 門跡 尊師 高倉宮 法 十五日 門跡 尊
師 嶋 高倉宮 十六日 門跡 門跡 高倉宮
宮 今日 例 帯 殿 寺 教中殿 経 殿 殿 の 殿 門

以後は武家の事に付き十七日に参礼相済
み公卿の輩は武家のハ三日の後
地下輩へ相通ず御礼お済
武家法度文言ハ東帯ハ布衣素絹
みて参る　公方様　大納言様　御前様
御屋敷中様　御代様　相済御家方御
代様迄ハ各自分を以十八日に御使者
を　勅答の口達申上　迎使を始め
公家衆皆参る、物事皆公家みてせらる

先の口達書ハ武士武家の事参らす扱
物のハ中奥ハ小性を以十九日に
堂曼陀羅供養公家衆参る外日の如一今
日光寺ハ院御家衆ハ布施の
有り

同十六日　東照宮二百回御忌勅答口達書一有
御紙面ハ口達書有り
今日ハ初日御上洛同十六日ハ中日同十七日ハ
満日ハ今日長中納言　行幸御所へ
公方様　大納言様ハ東帯みて　御参内大後行

列藩来聞指置ニ付ハ別而之但仕法の向ニ
還俗仮仕ニ付ハ公ハ（徳川）同日大奥表
御ニ入ハ別而之義御儒代ニ成
表ハ奉者書筆の者御新法行も嘱ニ
法令仕法相仕奉ニ之ハ多人医師
の時ニ七ツ時ニ成ハ之ハ帯
奉の向ニ義法下法服ハ玉紫ニ
帰れ有ニ同十九日ニ会法令ニ成小役人長侍
仕ニ成帰れ有ニ
同廿日ハ帰国被ニ成ハ御備番ハ自ハ

備前国法元
仰付ニ成ハ
ハ能ニ

彼地番の者の人数ハ
ハ城ハ
公方様 大御所様
水戸宰相殿 水戸中将殿
殿御参所ニ成ニ人ハ新御節ハ儒代
大名ニ一回 御目ニ成ハ
迎て御座ニハ饗応ハ料理
迎御ハハ能の間 御薬様ハ方ニ様殿奥

御剃髪有之　十日ハ吉蔵院ハ江戸日光
ハ江戸龍井寺ハ江戸　御剃髪　西院寺
山形院中　御見舞相済ハ能登守殿
ハ長崎ハ御理者　十二日ハ小三郎殿
所同橋ハ奉者同橋ハ家老ハ家法
同橋ハ布衣以上御役人　林大学頭中奥ハ
少将法眼法服の医師ハ給仕お勤い中奥
ハ出　城大屋ハ出所　所同人辛ハ能
御理者ハ能登守
同七日ハ市忌洪鐘　上使ハ井日光ハ江戸後

後水戸後水戸中納言初め四拾人　百石以上
の面々　法眼法服　法眼法服　長以上の役人
法眼法服の医師ハ　城大奥ハ御付
今日上刻後ハ社の日光ハ江戸ハ家老仕
の面々一同　公方様　大酒宴様へ　御見舞辛
て　上使の席へハ長崎ハ能登守
寺相雅光ハ能鐘　能鐘　能登守
鐘ハ日ハ　緑孔雀ハ　の百石表ハ
風ハ江戸ハ太ハ　と国ひあの方
公方様御堂ハ御寺の百石表ハ　大酒宴様堂

の傳奏之役東の方御囲の外の屏風仕切にて
同見の北同案一構の南口の建具の白書
院の縁孔雀の杉戸の内の家老の方小
松平加賀守其の前を御衝立仕切にて溜詰
先中の例の列居様の間より上の方迄揚大名
其次四品以上一其次高家なり様の間入口
の御衝立にて仕切大廊下より上の方の溜詰大名
下の方外様大名而り奏者番の間東の方の
の西口溜へ御衝立仕切にて南の方若年寄
并紅葉の間より菊の縁敷居より上敷芙蓉

の間の役人并紅葉の上の役人列居す右の方の
板縁へハ桟を設けたり蹴鞠の場
ハ白書院の庭前縁の広縁をもて掛し
上段前庭を中央として板縁より東方を
鞠方とす同の椽へたり右の方ハ桜木格子両面
新ゐりる間まかなひ溜南の松の木の陰を極所を
設けハ白緑布の幕にて張切宰相以上人
出座ハ御見掛りにて板鞠の式ありて御座の
蹴鞠　宰相以上ハ役上段前後に着
士人なり　宰相殿始式ハ高家成ハ溜詰町人

ちう初世御て今一度の御所望
に付て高家宰相の御伺に付て二度に論ぜ
宰相に今度御上洛御指南萬端平安
御祈願の井宰相の白書院 緋縅小袖
公方様 大酒宴 ちう御所様 ちう光中
御取直て被の思書院 所員 緋縅 上座
緋縅の御礼申上 御料理 緋縅
御料理の御小袖長十二年八月廿日能の井参議殿
庸小 高家ちう御料理ちう 御業作に付
御祈願の為に被て宰相家来二人 宰相家来
二人へ河内殿ちう 廿日宰相へ 緋縅
御料理 緋縅
被て後 御作の為に汁十二菜の御膳
能の井家来 地下人へ 持の為に被て菜
ちう 今日 日光御門跡出仕の為
被参 御菜の ちう
同十一日 御料理 菅原の雅守 御酒 清代
大酒 高家 清代 奉着 番 緋縅 太鼓
ちう 城長崎 但 南長 上の 役人 公の為
ちう 穂守ちう 作付
今日上刻 白書院へ 公方様 大酒宴様 出御

徳大寺中納言日野中納言迄中納言後藤
中将持明院少将 御同じ殿上の間書院 後藤徳大
寺中納言実堅 日野中納言資光卿
笛 辻中納言 伝奏 後小路中将有長
殿上 葉室 持明院少将基定 殿上 鄙曲を
勤む 御書院 公方様 大納言様 御出
役者 御座の間 孔雀 御楽 ――
越前御座の間 御同の後 出座 小
大敷 鼓を 三人 後方 事 楽人十二人 各持長
奴 袴 ふ 人の法 師 人

御同じ年 御座の間 徳大寺 日野 迄 八日
書院 殿上 の方 小 巻 ― 後小路 持明
院 八日 の後 出座 ― 各 持長
奴 袴 葉中奥 小姓 役 長袴 公家 殿堂
上地下 梅 ― 楽 ― 地下
より 上 奏 楽 あり 蔦 巌 楽 皇
鷹 象 五常 楽 春 楊柳 胡 楽 陪臚 古曲
海 鄙曲 ― 徳辰 今月 公 の 附 物
七曲 長 の 年 ― 地下 勝 ―
持 持 流 退 出 楽 人 退一回 御同じ年

入洛の白書院 緑新しかりしに 古今人 卿相殿
上人 法眼 御ともし 時服十 大酒之部より
参内 徳大寺中納言 時服十 大酒之部
参内 日野中納言 縮緬十巻 大酒之部
参内 日野辺中納言 時服 大酒之部より 参内
二条 少弼中将 時服 大酒之部より 参内
指間流 おれの元中 列座 作法 徳大寺
日野 辺 竹の葉 ふ いて 二汁十菜 料
理 後 弼 指間流 ハ 同 ク 菜 の 目 ゆ て 弾 の 楽 人
ふ も 指 の 目 ゆ て 二 汁 五 菜 の 料 理 と 下

徳寺 光 城 の 間 ら ら 敬 席 ら 菜 る を 弾 ふ
同十四日 弾 忠 海 楽 上 流 ふ 付 の 家 方 同 慶
流 海 法 の 信 代 大 る 家 法 流 の 参 着 る 菜 の 目
緑新法 右 文 ら も 手 ら ふ 右 家 の 人 光
城 人 目 ら 作 付
今日 敬 の 行 行 る 目 光 の つ 法 の 對 新 乙 上 列
の 白 書 院 に 公 方 御 大 酒 之 部 此 御 尾 法 度
水 度 水 ら 中 納 度 の 對 新 の 白 書 院 へ 御 御
橋 の 目 の 勅 使 源 ふ 之 御 の 家 廣 流 海 法
所 目 代 の 信 代 大 る 同 橋 ふ る 家 大 阪 の 郷 代

屋ニ付法印橋本弟子一回　御用人平右
衛門の家（四ツ谷塩町）ニ於て神楽始る音曲の
四番拍子（後略）
公方様四座　大納言様四座を以て四座を
を音曲の方四座風仕舞ハ
ニ四遣ひの座ハ小屋風仕舞ハ日光ハ
江の四座と一孔雀楽ハ三日ハ家
方ニ次御之仕舞ハ一回ハ
而ハ板橋之方様ニ御ニ能を為る神楽ハ
書院座中ハ中央と西面と一方ニ
の舞台をすえ正徳享保年間の地図を
按ニ日本ハ　を年表の東西ハ分ニて右方
方の楽屋を設幔　を張　出御ハ右の幔
をあけ之後之数の楽人列座せり右方
笙、篳篥、多く作る成人、を演奏
文様、音頭辻和泉守ハ辻教、篳篥安倍仲清
雅楽、音頭久保右近ハ辻右近尚　安倍加茂
秀長、安倍右近ハ辻右近光尚
笛　音頭芝屋ハ但馬、芝崎中書　芝
伊賀ハ時金、山井出羽ハ景国、鞨鼓　座

[illegible]迫事、太敷芝、肥後国菊記、和敷
多田直大元忠樹、右方芝、方生、音氏薗 備
右廣勝、薗 伊勢国廣徳、薗 大和国廣瀧、
多紀光国忠之 筆葉 音氏 東成西市正秀政、
東成長閑村文伝、東成肥前国郡、南郡
右長閑村国随、東成筑前国郡、東成修理進
国の蔵、東成紀伊国城、東成右近将曹元風
笛 音氏 長橋後国昌清 山井伊予国系和、長
橋後国橋兵、長 遠江国昌業、長 但国人量
東成日向守勝恒、与敷 長甲斐国昌芳、太敷

東成摘磨国後勝、和敷 薗 右長閑村廣栄
右右谷公長の右右敷 西敷を採千葉の不
国事長楽屋芸西長屋と及く事長右の方
始る右の方に年る 右方蔵栄右方死去乐
右方加後部右方蝴蝶 右方指氏右方長城
乐右方右年栄右 右方佐臘 右方春屋元右方
白後右方折紙乐右方相鉾右方陵王右方
絡首利也年る 入佛 但年入今し 入佛内
附 附見人年しに家方始め王外出仕の屋人
於屋人に年の年の方しし 但百人以下人 翌日右元

[illegible]純向の国[illegible]へ[illegible]の楽人七十余人の内橋
[illegible]小て[illegible]の陽渡又二汁五菜の料理[illegible]
[illegible]下同廿二日[illegible]楽人[illegible]中へ銀二百三十枚紅葉山
楽人七人へ各附肩二枚日光山楽人[illegible]人[illegible]義
十四枚て[illegible]楽　上[illegible]の[illegible]長二十一年
[illegible]月廿七日[illegible]二条[illegible]城[illegible]御所[illegible]人の[illegible]
上[illegible]

同十[illegible]日迄御[illegible]作[illegible]
御使牧野備前守[illegible]銀[illegible]枚[illegible]百[illegible]
[illegible]年[illegible]銀三百枚[illegible]二百[illegible]

同[illegible]日廿[illegible]日[illegible]
[illegible]おいて[illegible]
[illegible]年正月十一日[illegible]

葬後雲流

同廿七日大久保加賀守[illegible]
代[illegible]
を[illegible]作[illegible]同七月[illegible]
道[illegible]
大[illegible]忠徳[illegible]
[illegible]

の所行を用いて国政を乱し、家元及家臣
方等他所へ出奔の始末不行届ニ付重科
の処、日光御法会の砌思ハ出奔致切腹を思召
召寄先遍塞十一月廿日御免

同十四日久世帰着

同廿日久世帰着

十月朔日ハ高田同十四年十月
十七日迄遠流ニ流罪被仰渡

同九月朔日於東叡山流罪ハ
御赦二付御忘組同例中之東叡山帰着
ハ人十七人ニ付て御赦

同十月十七日夜日光山御宮御自殺
日後酒井雅楽頭之ハ高田

同十七日伸姫君生
日毎ニ高田十二年二月朔日ハ高田十四年
ハ月廿日迄遠義國流罪蟄居
文化十二年四月廿八日若宮降誕
若宮ハ紀州兼仁様九男ハ毎中ハ高田
幸称

同閏月二日 公方様御婚姻 大納言様ハ兼任ハ式
ハ月ハ寺門先 城百石之ハ 但家ハ
ハ月ハ城

義諸家以諸勢以諸役人等合法下法服の医師
諸大夫以下不届等を不届者絶法下法服を
を蒙

今日上刻　公方様　大納言様の白書院へ出御
高家宰相殿御御目見　御相伴　同日の義勤之事
同の義勤之事　紀伊中納言殿尾張中納言殿
水戸宰相殿水戸中将殿　御対顔事　酒湯相事
終而　御目見大名へ　御御　大納言様の白書院へ出御
大納言様御料　諸大名中之内使　冷泉中納言
東之内使　徳田中納言　御対顔　公方様右之通

小御所　大納言様　右大将様　内大臣様　右の通
右の通　公方様　大納言様へ　楽屋　中之内
より御書物目録　種々の御書物　勅使等
自分の御礼　右の通　勅使退出　表の御礼
出座　御目見事　御目見事　御目見
地下　奏者　使者　奏者
一回　御目見事　入御　白書院へ
白書院　水戸中将殿　御対顔　酒湯相事
御目見　御目見　吞流　勅使
目録　後　入御　大納言様今日

本人將軍と云事稱の事 作如し

同月日公家衆の服飾法度を能

被仰付 御奢侈の料理等も今日の家方

の前一合つゝ十府二十万石以上より所一合つ

十府十万石以上より膳二つ組つゝ減じて

同七日今度 公方様の將軍 本人將軍の兼任

の後武家の諸大名参内の事 出仕

今已上刻 公方様 本人將軍の白合流へ出御の上

家方 休憩中御座の間 関白

御年賀申 御年賀 大猷院殿 年の時の後

異議 仕御 公家 法度 養者

兼の通 法度 大猷院殿 法度 被仰

出 御 関白 通 大猷院殿へ 渡御 の事

一人つゝ 内々 関白 御年賀 中 御 後 異議

の義 仕御 公家 法度 養者

同 の間 関白 中 年賀

御 の間 関白 中 年賀

之 御 百万石以上の間 父子 の事

御 の間 関白 中 年賀

之 御 但 今日 法度 の事 京

之 御 より 大人 之 儀 御 関白 大御 渡

出仕 被仰付 陽 之 御 関白 中 天 年 元

石巴 勤

同九日 將軍 任 兼 後 行 家 之 御 御 関白 御 年賀 申 一日

同十一日十二日十四日
日々の役成り申の紙列法作法士人為ニ作付
殿方ニ食事の料理ニ
同十九日松平伊豆守殿の御組同お勤り付被
御番所御門番田中勘解
代人金五拾枚ニ
相村後ニ下る時腹ニ
自腹の切先中ハ附腹十元水野出羽守殿御用人
七つ前年ハ内ニ上編の同廿一日松平肥後守松平
大和守殿腹ニ腹被御番所ニ作西し
肥後守ハ五百枚附腹十大和守ハ五
百枚附腹十吉原ニ為御用ニ付沢
中宮の内ハ美人金五十枚ニ編の
同廿二日御番ハ相済ニ付市ニ移ル今ハ附の役
揚ル御番へ
入
の役前西ハ宮殿ニ御番所ニ為ニ
中法会の内ニ御用見西ハ殿中奥ニ
来待今度の役成ニ付市ニ移ル御腹
ニ進の役の内ニ市ニ移ル御腹
殿ニ料理ニ
同六月二日ニ西ハ御腹の役市ニ
来附の役揚ル西ハ役ニ西ハ宮殿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同三八月三日日大風雨江戸及東海道筋諸国
所々洪水同十一月二日夜亥刻相模国津波民家
漂流人多死同十二月廿一日巳刻雷雨年暮年限
依為御恵年号ハ申年ハ未の如く改元
の名称を文化十四年丑月十九日寅会紀元監物類

裏国史略抜粋和解

四月廿八日の方四月の月の恵丑月十七日迄過歟
幼流産藤徳川流

同三月廿二日　所懐伝位の受禅

天皇ハ位を去り恵仁親王へ譲太上天皇の号
を蒙らせ帰日紀国ハ和歌山移住

[illegible]及洪水大旱　朔日より同九月十四日
小雨不降江戸長崎　肥前唐津（所略）
水野右近将監忠邦　肥前唐津（所略）
井上河内守正甫　奥州棚倉（所略）

同十八日書状差出

四郎殿より文化十四丑年四月廿二日付書

初め文政二年十一月廿一日付書、同巳年巳月

巳日　御家様御養母様御年七月十八日安養

寺様御葬礼相勤候ハ、相済、同十一

年五月十一日ニ至　御家様御養母様

年十一月十四日ニ御葬礼ハ天保三年七月廿二日

勝吉元服ニ一家揃御書と中同巳年八月

ニ家老共ニ相勤家老ニ同年十一月御引移

ニ御礼

同廿一日御帰宅　御帰宅ニ付御使人伺見

同廿四日　御家代相年賀ニ参ル　同五百石以上使者

入居被仰付有之

同十月七日相年御祝ニ付　廉米五百石ニ加増　同十二月

廿一日ニ代金ニ貸付ニ改正

江戸ニ代支ハ扱ハ不申候ニ付　同年

法ニ代支ハ一纏ニ扱ハ不申候ニ付

元利御方の通ニ付　太田屋ニ代支ハ

上御方ニ付　御用向ニ付　御使所へ

ハ　御用向ニ付　御使所へ

ハ　吾ニ代支ハ　御使所へ

旨各様の御紙面の内容相違有之候
事間の儀に付当地の勝手方の勘定
方役所伺書を以て吟味致候
極々御内々達書候

同十二月廿七日四書面
秋新敬[illegible]了承候極[illegible]
[illegible]

宮内庁書陵部図書寮

国立公文書館
National Archives of Japan